鴨川市告示第191号

次の公印を改刻したので、鴨川市の公印に関する規程（平成17年鴨川市訓令第４号）第13条の規定により告示する。なお、この公印は、令和８年11月24日から使用を開始する。

令和８年11月10日

鴨川市長　佐々木　久之

公印の名称	寸法及び書体	使用区分	印影
分任出納員領収印 （No.41）	径25mm かい書体	分任出納員の発する領収書用	